

保険医療機関
保険薬局
訪問看護ステーション } 様

山口県国民健康保険団体連合会事務局長

「高額療養費の外来現物給付化」に伴う福祉医療費に係る診療報酬明細書等の記載方法の変更について（お知らせ）

平素から本会の業務につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 4 年 4 月 1 日から、外来分における高額療養費が現物給付化されることとなり、下記のとおり所得区分に応じて窓口負担額が徴収されることとなりました。

つきましては、福祉医療に係るレセプト及び福祉医療費請求書（OCR 様式）の記載方法について、別紙のとおり「外来診療報酬明細書（レセプト）等の記載例」を作成しましたので御活用ください。記載例は福祉医療費と医療保険との 2 者の併用に係るものを取り急ぎ作成していますので、その他の事例につきましては別途お問い合わせください。

なお、限度額認定証等の提示がないものは、従前の記載方法に変更はありません。

記

【70 歳未満・外来】

	提 示	自己負担限度額（1 月あたり）
上位所得者	「上位所得者の世帯」の限度額適用認定証	150,000 円 + (医療費 - 500,000) × 1% < 多数該当 83,400 円 >
一般	「上位所得者の世帯」又は「低所得者の世帯」 以外の限度額適用認定証	80,100 円 + (医療費 - 267,000) × 1% < 多数該当 44,400 円 >
低所得者	「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は 限度額適用・標準負担額減額認定証	35,400 円 < 多数該当 24,600 円 >

【70 歳以上 75 歳未満・外来】

	提 示	自己負担限度額（1 月あたり）
現役並み所得者	高齢受給者証	44,400 円
一般	高齢受給者証	12,000 円
低所得者	「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は 限度額適用・標準負担額減額認定証	8,000 円

【後期高齢者医療・外来】

	提 示	自己負担限度額（1 月あたり）
現役並み所得者	後期高齢者被保険者証	44,400 円
一般	後期高齢者被保険者証	12,000 円
低所得者	「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は 限度額適用・標準負担額減額認定証	8,000 円

山口県国保連合会
支払班 担当：山本
TEL：083-925-2122